

平成30年北海道胆振東部地震における災害見舞金の贈呈について

千葉市では、平成30年北海道胆振東部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるとともに、住家等の財産を失ったことから、「被災都市に対する災害見舞金贈呈に関する基準」に基づき、災害見舞金を贈呈することとしましたので、お知らせします。

1 贈呈先

北海道

2 贈呈金額

50万円

3 贈呈日時

平成30年9月18日（火）10：30から

4 贈呈場所

北海道東京事務所（東京都千代田区永田町2-17-17）

5 贈呈方法

千葉市東京事務所長から北海道東京事務所長に対し、目録を贈呈します。